

当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

1. 「対象役職員」等の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）等の範囲については、以下のとおりであります。

（「対象役員」の範囲）

対象役員は、当行の取締役（監査等委員であるものも含む。）であります。なお、社外取締役を除いております。

（「対象従業員等」の範囲）

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及び主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、「対象従業員等」に該当する者はおりません。

（「主要な連結子法人等」の範囲）

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、当行では該当先はありません。

（「高額の報酬等を受ける者」の範囲）

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」及び「使用人分報酬等」を、同記載の「支給人数」により除することで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬を受ける者指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在籍年数で除した金額」を戻し入れた金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

（「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲）

「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

2. 対象役職員の報酬等の決定について

（対象役職員の報酬等の決定について）

当行では、代表取締役及び社外取締役全員で構成するガバナンス委員会を設置しております。取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内（年額216百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内））で、ガバナンス委員会における協議を経て、役員及び前年度の業績等に応じて取締役会において決定しております。監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬限度額の範囲内（年額70百万円以内）で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

3. 報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2018年4月～2019年3月)
ガバナンス委員会（四国銀行）	3回

（注）報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

（「対象役員」の報酬等に関する方針）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、各取締役が担う役割・責任や成果に応じた体系としております。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等は、当行の持続的成長や株主価値増大へのインセンティブとして機能するよう、業績連動型の譲渡制限付株式報酬（年額70百万円以内）を含む体系としております。

監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、経営の監督機能を有効に機能させる観点から、固定報酬のみとしております。

当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項、及び当行（グループ）の対象役職員の報酬等と業績の連動に関する事項

対象役職員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

区分	人数 (人)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の総額			変動報酬 の総額	基本報酬	賞与	譲渡 制限付 株式報酬
			固定報酬 の総額	基本報酬	株式報酬型 ストック オプション				
対象役員 (除く社外 役員)	13	223	197	186	11	26	—	5	21

（注）1. 人数及び報酬等には、2018年度中に退任した取締役及び監査役を含んでおり、人数はのべ人数を記載しております。

2. 対象役職員の報酬等には、4人に支給した使用人分報酬等23百万円（うち賞与5百万円）が含まれております。

3. 2018年6月26日開催の定時株主総会の決議により、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これに伴い、従来の株式報酬型ストックオプションとしての報酬については、2018年度以降、新規の新株予約権の割当ては行っておりません。

4. 株式報酬型ストックオプション権利行使時期は以下のとおりであります。なお、当該ストックオプション契約では、権利行使は当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、一括した行使ができることを定めております。

	行使期間
株式会社四国銀行 第1回新株予約権	2012年8月9日から 2042年8月8日まで
株式会社四国銀行 第2回新株予約権	2013年8月7日から 2043年8月6日まで
株式会社四国銀行 第3回新株予約権	2014年8月13日から 2044年8月12日まで
株式会社四国銀行 第4回新株予約権	2015年8月12日から 2045年8月11日まで
株式会社四国銀行 第5回新株予約権	2016年8月10日から 2046年8月9日まで
株式会社四国銀行 第6回新株予約権	2017年8月9日から 2047年8月8日まで

当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

該当ありません。